

(別紙1)

地域生活支援公募配分要綱

社会福祉法人長野県共同募金会

1 趣 旨

近年の社会経済環境の変化に伴い、地域においても社会的孤立の状態にある人たちを巡る課題が深刻化している。

社会的な孤立の要因である、不登校や引きこもり、離職、病気によるものなどさまざまなものがある。

そこで、長野県共同募金会（以下「本会」という。）では、全国共通助成テーマに呼応し、重点助成を定め、孤立をなくす活動を活発にし、さらに活動に対する市民の理解を高め、誰もが孤立することなく安心して暮らすことができる地域づくりを進めることを目的として本配分要綱を制定する。

2 全国共通配分テーマ

「地域から孤立をなくそう～みんなが社会の一員として包み支えあうしくみづくり」

3 公募配分実施期間

平成30年度の公募期間は、平成30年9月3日から11月20日までとする。

4 配分対象事業と配分対象団体

次に掲げる団体が行うテーマに沿った事業で、事業内容が住民に理解され、社会的評価が期待される次の事業とする。

(1) 孤立をなくす地域住民による包み支えあい体制の組織化事業

社会福祉協議会が地域住民による包み支えあい体制の組織化を目的として取り組む新たな事業とし、市町村内の特定の地域でモデル的に取り組む事業も対象とする。

- ・配分額 30万円（事業費総額の3/4を限度額とする）

(2) 孤立をなくす地域住民による包み支えあい活動

会の事業目的を明記した会則等を有する非営利団体で、1年程度以上の会の活動実績を有する次の団体が地域住民とともに、包み支えあい活動を対象とする。

- ・住民組織団体（地区社協、自治会（連合会含む）、ボランティアグループ、NPO団体）で社会福祉協議会の推薦を受けた団体とする。
- ・配分額 5万円（配分限度額）

5 公募申請

公募申請の手続きは、次のとおり行うこととする。

- (1) 公募配分を希望するものは、提出期限までに申請事業実施場所の市町村共同募金委員会（支会）（以下「共同募金委員会」という。）に「地域生活支援公募配分申請書」を提出する。
- (2) 共同募金委員会は、受け付けた申請書に社会福祉協議会の「推薦書」を添付し、本会に提出する。

6 配分決定、交付請求、実施報告

配分決定、交付請求、実施報告等この要綱に定めのない事項については本会配分規程による。

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。